平成２９年（フ）第５４８７号
大阪府東大阪市御厨東２丁目４番４号
債務者　井上　伸美
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４９４号
大阪市浪速区敷津西１丁目４番21号石井ビル203号
債務者　原　　清
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５５号
青森県八戸市大字新井田字古館11番地16
シャーメゾンアイＡ101
債務者　小野寺千賀子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第７４１号
宮城県名取市飯野坂５丁目３番14―８号
フォアコート105号、従前の住所仙台市太白区茂庭字馬越石11番地の20
債務者　大塚　　剛
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７５８号
仙台市青葉区台原３丁目１番28―207号
債務者　赤木奈津美
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７８２号
仙台市宮城野区清水沼２丁目３番６号　さかえ荘206
債務者　菊地　啓介
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８７７号
仙台市泉区南光台１丁目16番12号
債務者　小林　徳裕
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９７号
茨城県日立市十王町伊師339番地
債務者　櫻井美與子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第９８号
茨城県日立市十王町伊師339番地
債務者　櫻井　則子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第２３１号
茨城県石岡市石岡2399番地８
債務者　林　　伸子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１５４号
富山市岩瀬赤田町17番地17
債務者　渡邉　光彦
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９９号
長野県東御市八重原699番地
債務者　金井　三郎
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第１７７６号
名古屋市緑区曽根３丁目2516番地
債務者　日比野壽朗
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１００号
鳥取県米子市両三柳4425番地１　市住11Ｒ―２―505号
債務者　青砥　威雄
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第８９３号
広島市佐伯区河内南２丁目33番23号
債務者　栗本　葉子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９１３号
広島市西区己斐本町１丁目20番２―202号
債務者　井本明日香
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９１７号
広島市西区井口鈴が台１丁目１番８―203号
債務者　大塚　哲治
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４８号
長崎県西彼杵郡時津町左底郷1077番地１　フレグランスヒルズＣ棟102号室
債務者　池上　健一
1　決定年月日時　平成29年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係